

新築住宅 取得支援事業費 補助金制度

受付期間    
 令和5年5月1日(月)～
 令和6年2月29日(木)
 ※予算に達し次第終了します
補助金額 一戸につき一律 **50万円**

対象者 (①～③の全てを満たす方)

- ①香南市人口減少地域(赤岡町・香我美町・夜須町・吉川町)に新築住宅(建売住宅を含む)を取得する方
- ②対象住宅の取得後3カ月以内に当該住宅において居住を開始する方
- ③居住を開始した日から10年以上継続して取得する住宅に住所を有し、居住する意思がある方

対象住宅 (①～⑤の全てを満たすこと)

- ①自己の居住の用に共するために取得する住宅であること(別荘等の一時的利用は対象外)
- ②当該年度の5月1日以後に取得した新築住宅または建売住宅(新築に限る)であること
- ③対象住宅の取得費用が500万円以上(税抜き)であること
- ④対象住宅の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること
- ⑤対象住宅が本市の他の補助制度の補助対象となっていないこと

申請手続き

申請様式は住宅政策課窓口もしくは、香南市ホームページからも取得できます。
 新築住宅の建築工事請負契約の締結後から竣工までの期間、または建売住宅の取得に係る売買契約の締結後に補助金交付申請書を提出してください。
 また、対象要件等の詳細については、お問い合わせください。
 ※新築住宅は当該年度2月末までに工事の完了が見込めるものであること

ぜひ、
ご活用ください!



手続きの流れ



問い合わせ先

住宅管財課 住宅政策係(本庁舎4階)
 ☎57-7536

地域活性化のため、新しくお住まいの地域の自治会、町内会への加入をお願いします。



土砂災害警戒区域の 看板を設置しました

防災の スズメ

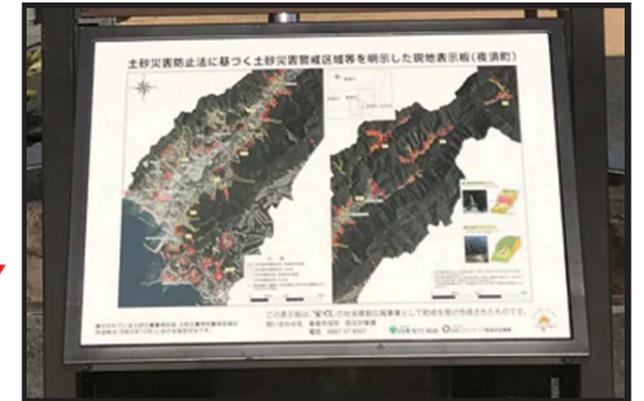
「もしも」に備えを!

■防災対策課 ☎57-8501

令 和5年2月4日(土)、夜須公民館(夜須支所)に「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を明示した現地表示板(夜須町)」を設置しました。



▲設置された現地表示板



土砂災害警戒区域等とは

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、県が指定します。



香南市全体の土砂災害警戒区域はこちら▶



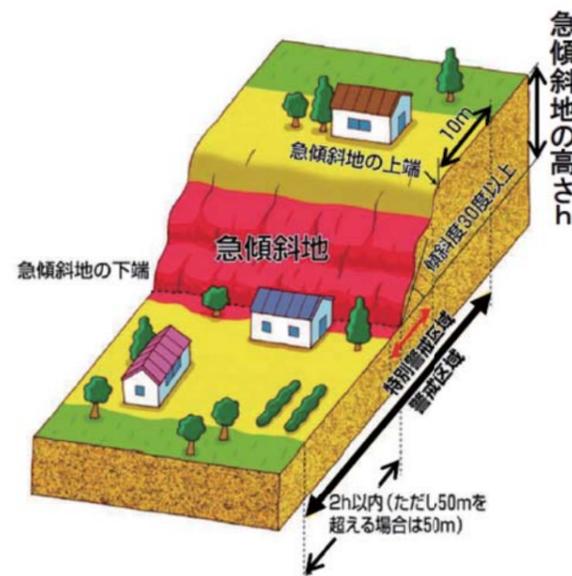
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、居住者等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限および建築物の構造の規制をすべき区域です。

急傾斜地の場合



土石流の場合

